

## 現場実態とかけ離れた 「実施日ありき」の姿勢を厳しく指摘する

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第3次申し入れ」の団体交渉を行う

本部は6月21日、申第15号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する第3次申し入れ」の団体交渉を開催しました。※記載はすべて要旨

### <組合側の主張>

○施策の実施にむけて、目的の周知だけでは現場社員が追い付いていない実態がある。多くの社員やパートナー会社社員が業務に不安を抱えている。施策を担う現場社員一人ひとりの業務量や担務、要員、技術継承の進め方など、将来にわたって鉄道の安全を保守する社員の不安や疑問を払拭することは経営側の責務だ。

### <経営側の主張>

- 7月1日に施策を実施できるとした根拠は「業務体制の整備」や「間内改良」「関係する規程類の見直し」のほか、「システム改修」や施策の目的を含めた「社員周知・教育」を行い、準備が整ったとの認識による。
- 保線技術センター、エリアセンター、パートナー会社、それぞれ7月1日のスタート時点で移管する業務内容と業務分担は明確になっており、引き継ぎ業務などについてもすべて明確となっている。業務内容は現場長や管理者が理解している。不安や疑問は現場管理者に聞いてもらえばすべて分かる。
- 保線技術センター単位、グループ単位までやるべき仕事は決まっている。必要な説明と周知は行ってきた。社員から質問がないので「理解している」と認識している。
- 施策の実施にあたり、不安があっても当然である。実際に施策が始まってから解消していくものである。何事もやってみなければ分からないものだ。

7月1日の施策実施後に  
会社説明との相違点や問題点、疑問点などがあれば  
東日本ユニオンまでご相談を！